

2017年8月9日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部長 殿
厚生労働省 職業安定局 雇用開発部長 殿

障がいのある人のテレワークに関する緊急の要望書提出について

障がいのある方の全国テレワーク推進ネットワーク

日頃より障がいのある人の就労支援に、ご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

わたくしども「障がいのある方の全国テレワーク推進ネットワーク（全障テレネット）」は、従来より、重い障がいや疾病のある人の多様な働き方を模索し、在宅就労の支援および推進を各地で実施してまいった組織の集まりです（*資料1）。

このたびの「働き方改革」ではワークライフバランスの実現が叫ばれ、有用策の1つとしてICTを活用したテレワーク（在宅就労）が進められています。「育児・介護と仕事の両立」などの話題とともに、様々な通勤困難者の現状や可能性にもフォーカスが当たるようになりました。

そこで、わたくしどもはこれを機に連帯し、共に課題解決を考えられる全国的なつながりを模索することといたしました。既に実施された数回の会合の中で、障がいのある人のテレワークに特化した「人材育成」や「共同受注」、「働き方モデル・支援モデル」などのポイントを情報共有しておるところです。

さて、その過程の中で、現行制度において在宅就労実現を困難にする課題が、ここ数年、全国で同様にあがってきておることがわかってまいりました。つきましては、中でも喫緊の課題改善を急ぎお願いしたく、全障テレネット有志の意志としてここに要望書を提出させていただきます。ご検討のほど、なにとぞよろしくお願いいたします。

わたくしども全障テレネットは、一人でも多くの方の就労に繋がるよう、テレワークに関する情報共有の場の提供や、調査研究、啓発活動、及び様々なモデル事業ができる組織をこれから目指してまいります。ご支援、ご協力を賜れば幸甚です。

障がいのある方の全国テレワーク推進ネットワーク 緊急要望書 有志メンバー

特定非営利活動法人札幌チャレンジド（札幌市） <共同代表>

社会福祉法人東京コロニー職能開発室（東京都） <共同代表>

特定非営利活動法人バーチャルメディア工房ぎふ（岐阜県）

株式会社広島情報シンフォニー（広島県）

特定非営利活動法人ぶうしすてむ（愛媛県） <共同代表>

一般社団法人えひめICTチャレンジ事業組合（愛媛県）

社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション福祉センター（香川県）

以上

在宅就労中あるいは公的な就労支援事業の利用中における
ヘルパー(訪問介護サービス)利用制限に関する意見書

現行制度の課題

1. 就労をしている時間、(同時に) 公費ヘルパーの利用ができない。
2. 就労移行支援事業や就労継続支援事業 A 型および B 型を利用している時間、(同時に) 公費ヘルパーの利用ができない。

就労時間中の公費ヘルパー利用(訪問介護サービス利用)の制限についての問題は、在宅雇用ならびに自宅での請負に就いている全国の障がいのある人たちや支援団体から指摘されており、現在、在宅就労を阻む大きな壁となっております。

現行の法制度では、就労時間(収入のある時間)は基本的に公費ヘルパー利用ができないため、自宅で ICT を活用した就労ができるにも関わらず雇用や請負を断念せざるを得ない人が出てきており、障がいのある人の社会参加を積極的に促進している我が国としては、理念に反し大きな矛盾を抱える状況となっております。

また、これまでは、公的な就労支援事業(就労移行支援を含む)は基本的に通所であったことから、就労支援事業の利用と自宅でのヘルパー利用が重なることはほとんどありませんでした。しかし、制度の変更に伴って全ての就労支援事業が在宅で利用可能となった今日¹、ヘルパー制度と同時利用(併給)ができないことは、現実的に一部の人が就労支援事業を利用できない事態を意味しています。

重い障がいや疾病があっても持てる可能性を活かして働ける国であるために、「就労かヘルパーか」の二者択一を迫られるこれらの事態は是非とも避けなければなりません。

障がいのある人のテレワークを真に進めるには、従来の「福祉か就労か」型から、「福祉も就労も」型に切り替え、福祉利用とともに働ける制度変更が必須です。

当課題により就労を継続できない方や諦めざるを得ない方々が既に出てきている実態があります(*資料2)。ご確認いただき、喫緊の制度の見直しを、なにとぞよろしくお願いいたします。

以上

¹就労継続支援事業 A 型および B 型については 2012 年度より、就労移行支援事業は 2015 年度より、在宅利用が認められている